

# 小 布 施 町

## 第 5 次 障 がい 者 計 画

( 令 和 6 年 度 ~ 令 和 1 1 年 度 )

## 第 7 期 障 がい 福 祉 計 画

## 第 3 期 障 がい 児 福 祉 計 画

( 令 和 6 年 度 ~ 令 和 8 年 度 )

令 和 6 年 ( 2 0 2 4 年 ) 3 月



小 布 施 町

## 目次

～ 第1部 ～	1
小布施町障がい者計画	1
第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	6
1 障がいのある人の状況	6
2 障がい者施策の動向	15
第3章 計画の基本的考え方	17
1 計画の基本理念	17
2 施策の体系	18
第4章 施策の展開	19
1 理解・共感の促進と権利擁護の推進	19
2 地域生活の支援	23
3 安全・安心の確保	28
4 社会参加の促進	30
5 ライフステージに応じた切れ目ない支援の提供	34
～ 第2部 ～	39
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	39
第1章 計画の策定にあたって	40
1 計画策定の趣旨	40
2 計画の位置づけ	41
3 計画の期間	41
第2章 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）	42
1 第7期障がい福祉計画の成果目標	42
2 第3期障がい児福祉計画の成果目標	50
第3章 障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量と今後の施策（活動指標）	52
1 障がい福祉サービスの見込量と今後の施策	52

2 障がい児福祉サービスの見込量と今後の施策 .....	67
3 地域生活支援事業の見込量と今後の施策 .....	72
資料編 .....	79
資料1 アンケート調査の結果 .....	80
◆調査の概要◆ .....	80
資料2 小布施町障害福祉計画等策定懇話会設置要綱 .....	81
資料3 小布施町障害福祉計画等策定懇話会委員名簿 .....	82



～ 第1部 ～

小布施町障がい者計画

(令和6年度～令和11年度)

# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 1 計画策定の趣旨

人口減少や少子高齢化、人工知能の発展、世界的な感染症の大流行など、わたしたちを取り巻く社会の状況は目まぐるしく変化しています。そのような中で、障がいのある人もない人も、年齢、性別にかかわらず誰ひとり取り残さない社会の実現は世界共通の願いです。

当町においては、「安心して暮らせ、心の安らぐまちの実現」を基本理念に掲げた「第4次小布施町障がい者計画」を平成30年に策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

この間、平成30年に障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障がい者が自らの望む地域で生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うこととされました。令和4年には、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進、精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備などの措置を講ずるため同法の一部改正が行われ、令和6年4月より施行となります。

このほか、医療的ケアが必要な児童及び家族に対し、その意思を最大限に尊重し、インクルーシブ教育を保障することなど、医療的ケア児の日常生活・社会生活の支援を推進するための「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年9月に成立・施行されました。

また、すべての障がい者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するため「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が令和4年5月に制定・施行されています。

令和4年3月には、「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」が

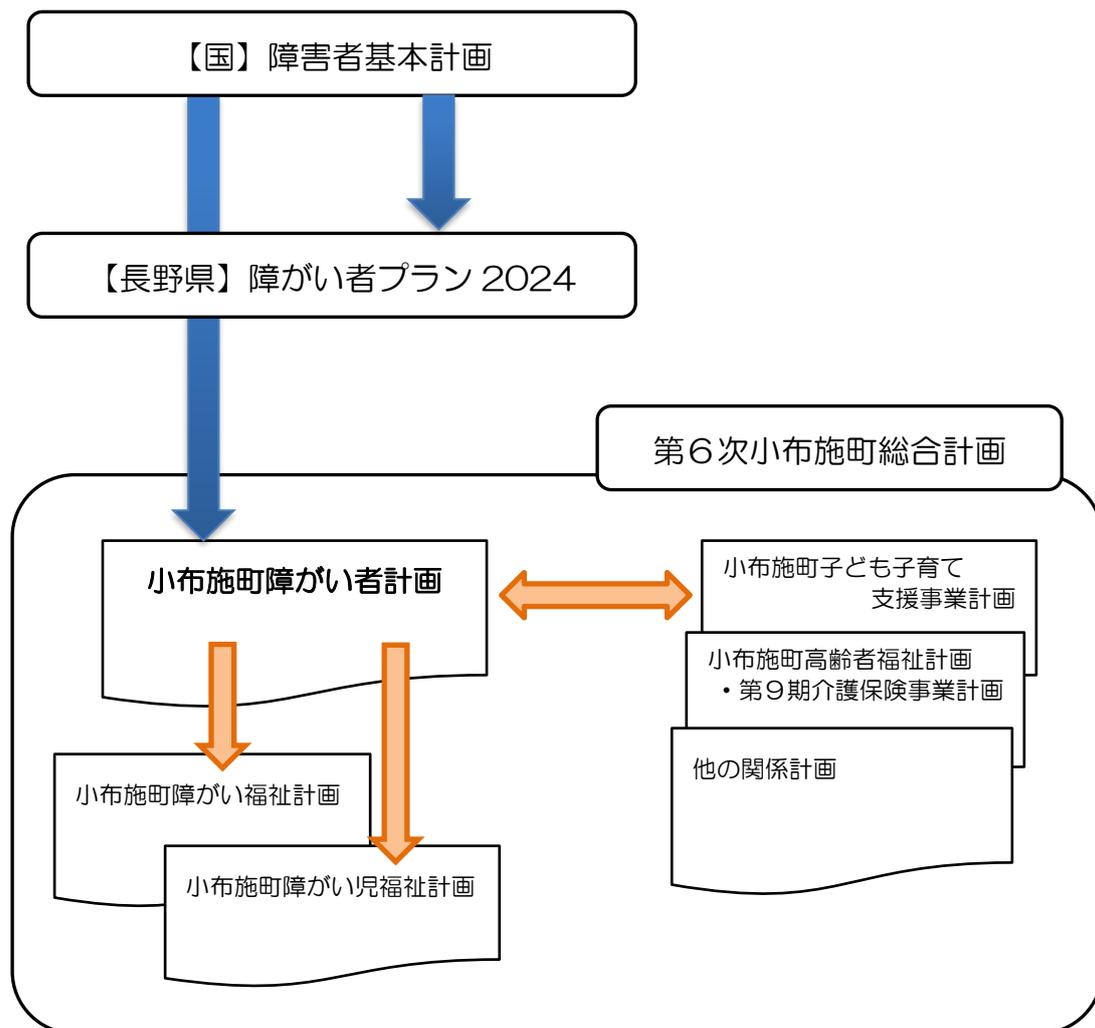
成立し、障がいを理由とする差別の禁止やその解消を図るための体制の整備などについて規定され、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの違いを認め合いながら生きる共生社会の実現を全県で目指すこととされました。

これらのように、障がい福祉を取り巻く情勢が目まぐるしく変化する中、「第4次小布施町障がい者計画」が計画期間を終了することから、社会の変化に的確に対応し、障がいのある人がその人らしく地域社会の中で生活できるよう、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として次期計画を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として小布施町の障がい者に関わる施策の基本的な方向性を定める計画です。策定にあたっては、町の上位計画である「第 6 次小布施町総合計画」及び長野県が作成した「長野県障がい者プラン 2024」等と調整を図りつつ、「小布施町障がい福祉計画」並びに「小布施町障がい児福祉計画」を具体化するための中長期的計画として位置づけ、「小布施町高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」「小布施町子ども子育て支援事業計画」など他の関係計画と連携し推進するものです。

<計画の位置づけと関連計画>



### 3 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度を初年度とし、令和11年度までの6年間とします。

◆「障がい者計画」の計画期間

年度	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14
障がい者計画	第4次						第5次障がい者計画						第6次		
障がい福祉計画	第5期		第6期			第7期障がい福祉計画			第8期		第9期				
障がい児福祉計画	第1期		第2期			第3期障がい児福祉計画			第4期		第5期				

## 第2章 障がいのある人を取り巻く状況

### 1 障がいのある人の状況

#### ①身体障がい者（児）の状況

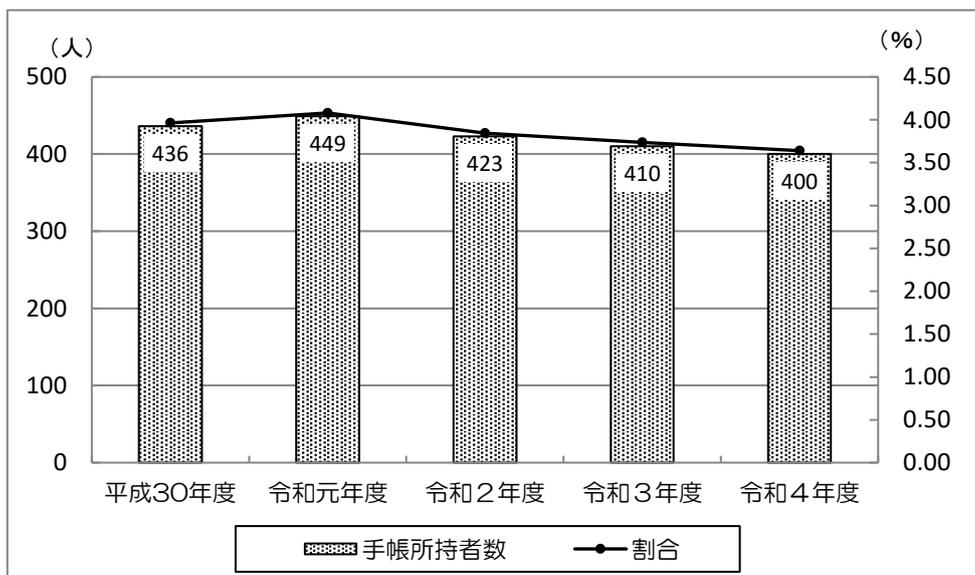
身体障がい者（児）数は、平成30年度の436人から令和4年度の400人と少しずつ減少しています。総人口は減少傾向にあり、総人口に占める割合は、平成30年度の3.96%から令和4年度では3.64%と減少傾向になっています。

表1 身体障害者手帳所持者数の推移 (単位:人、%)

	総人口	手帳所持者	割合
平成30年度	10,999	436	3.96
令和元年度	11,006	449	4.08
令和2年度	11,005	423	3.84
令和3年度	10,979	410	3.73
令和4年度	10,990	400	3.64

(各年度末現在)

図1 身体障害者手帳所持者の推移



身体障害者手帳の等級別の推移では、令和4年度現在、4級の手帳所持者が119人で最も多く、次いで1級の101人となっています。

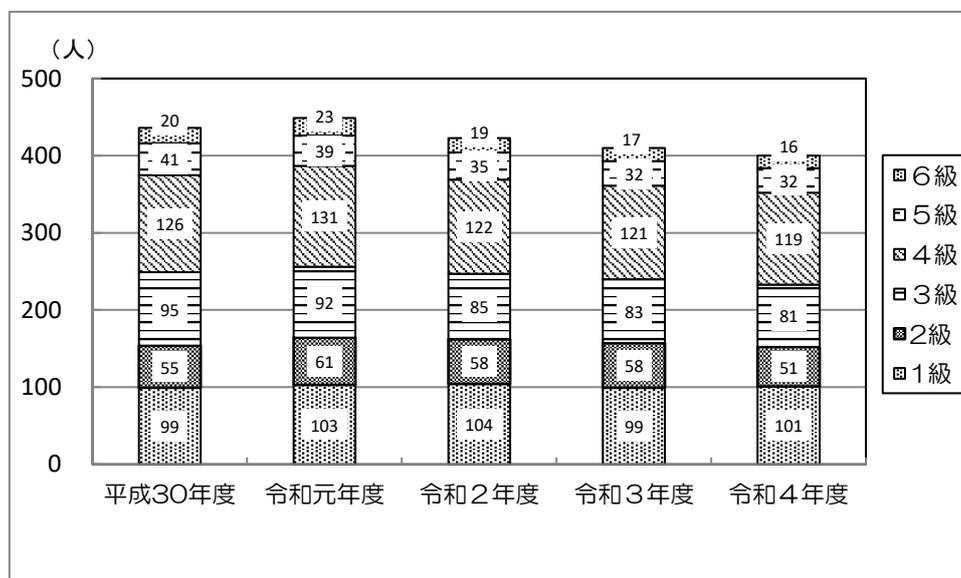
また、1級と2級を合わせると152人となり、全体の38%を占め、重度の障がい程度の割合が全体の3分の1を占めています。

**表2 身体障害者手帳所持者の等級別の推移** (単位:人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成30年度	99	55	95	126	41	20	436
令和元年度	103	61	92	131	39	23	449
令和2年度	104	58	85	122	35	19	423
令和3年度	99	58	83	121	32	17	410
令和4年度	101	51	81	119	32	16	400

(各年度末現在)

**図2 身体障害者手帳所持者の等級別の推移**



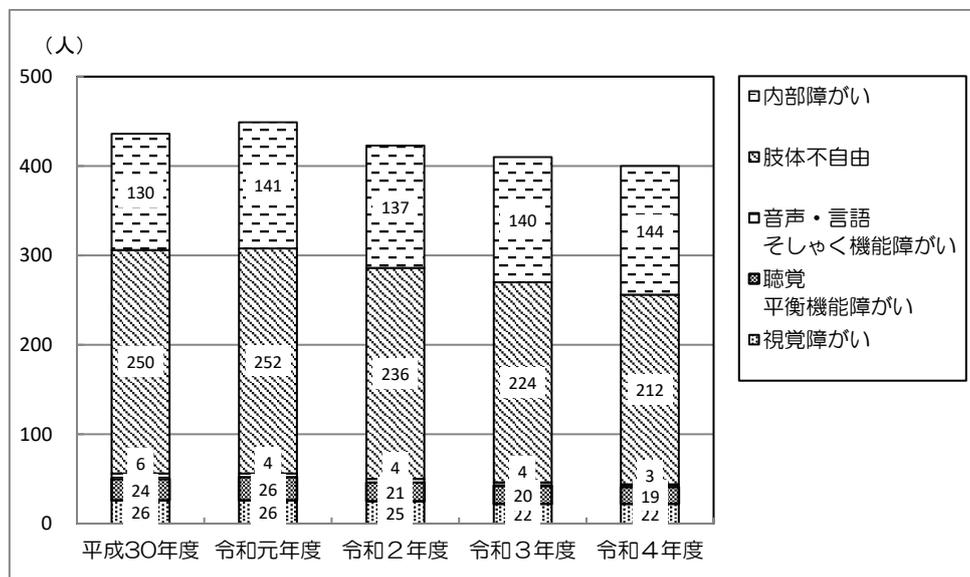
障がいの種類別にみると、肢体不自由や内部障がい者の割合が高くなっています。

**表3 身体障害者手帳所持者の種類別の推移** (単位:人)

	視覚障がい	聴覚 平衡機能 障がい	音声・言語 そしゃく機能 障がい	肢体不自由	内部障がい	合計
平成30年度	26	24	6	250	130	436
令和元年度	26	26	4	252	141	449
令和2年度	25	21	4	236	137	423
令和3年度	22	20	4	224	140	410
令和4年度	22	19	3	212	144	400

(各年度末現在)

**図3 身体障害者手帳所持者の種類別の推移**



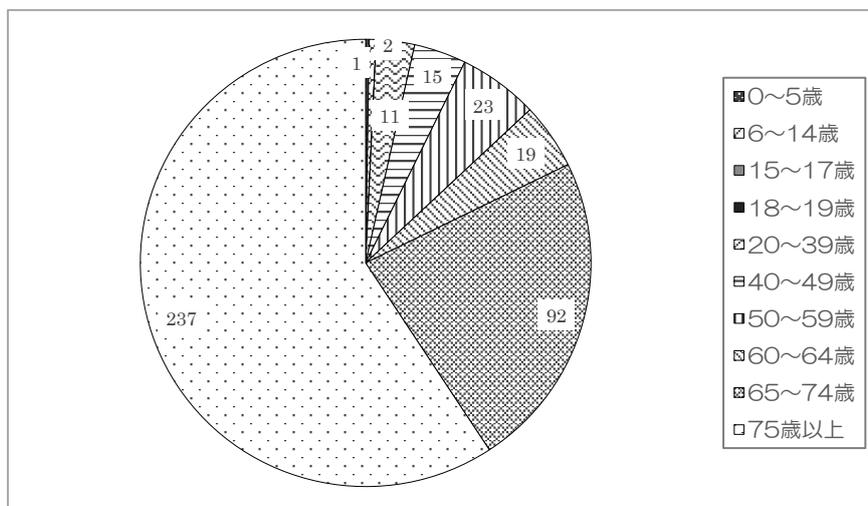
身体障害者手帳所持者の年齢階層は、65歳以上の方が全体の82.3%となっており、高齢の方の割合が高くなっています。

**表4 身体障害者手帳所持者の年齢別統計（単位:人）**

	人数
0～5歳	1
6～14歳	2
15～17歳	0
18～19歳	0
20～39歳	11
40～49歳	15
50～59歳	23
60～64歳	19
65～74歳	92
75歳以上	237
合計	400

（令和4年度末現在）

**図4 身体障害者手帳所持者の年齢別統計（単位:人）**



## ②知的障がい者（児）の状況

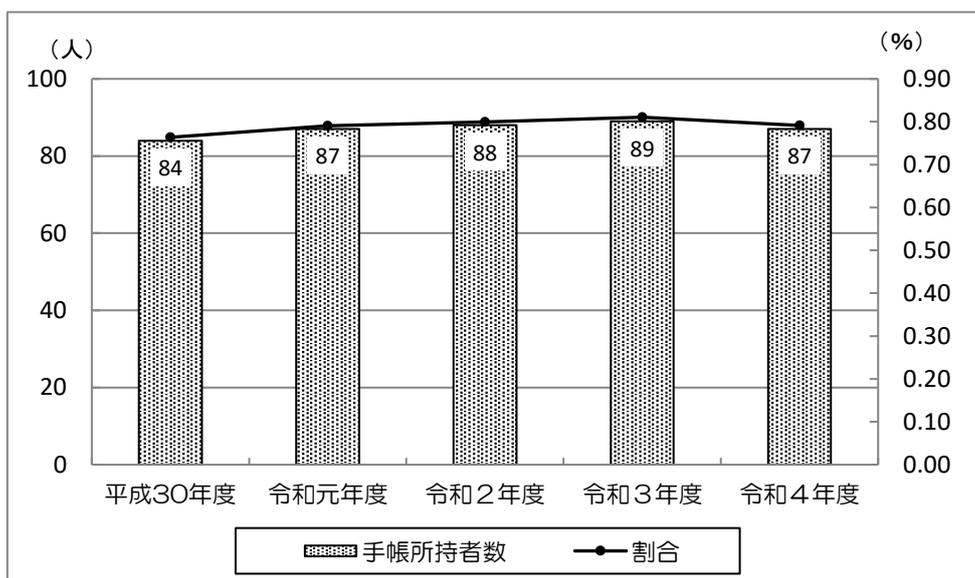
知的障がい者（児）数は、平成30年度の84人から令和4年度の87人とほぼ横ばいです。総人口に占める割合も、平成30年度の0.76%から令和4年度では0.79%とほぼ横ばいです。

**表5 療育手帳所持者数の推移（単位：人、%）**

	総人口	手帳所持者数	割合
平成30年度	10,999	84	0.76
令和元年度	11,006	87	0.79
令和2年度	11,005	88	0.80
令和3年度	10,979	89	0.81
令和4年度	10,990	87	0.79

（各年度末現在）

**図5 療育手帳所持者の推移**



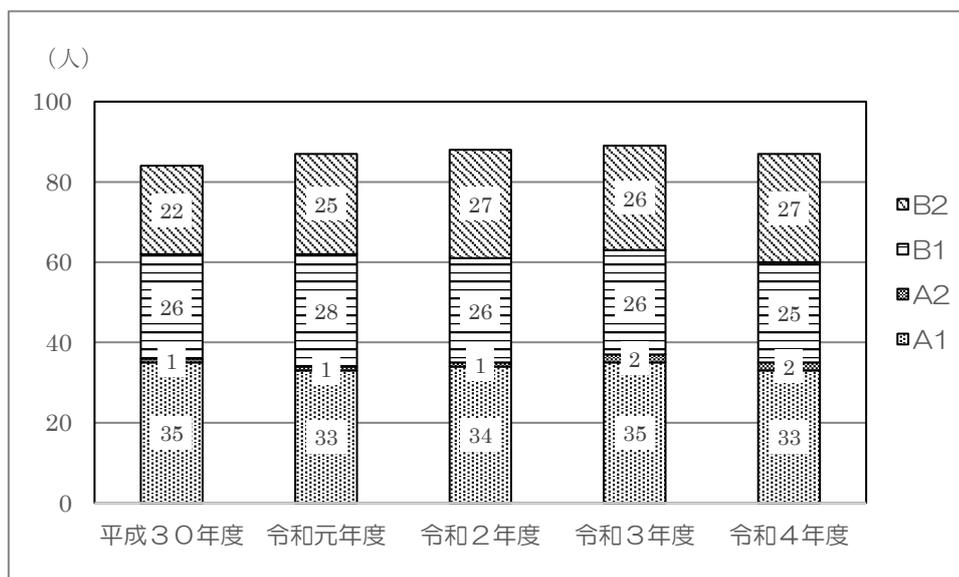
療育手帳所持者数の障がいの程度別では、程度 A1 が最も多く、令和 4 年度は 33 人で全体の 37.9%を占めています。程度 B2 が微増傾向にあります。その他はほぼ横ばいとなっています。

**表 6 療育手帳所持者の障がいの程度別の推移（単位:人）**

	A1	A2	B1	B2	合計
平成 30 年度	35	1	26	22	84
令和元年度	33	1	28	25	87
令和 2 年度	34	1	26	27	88
令和 3 年度	35	2	26	26	89
令和 4 年度	33	2	25	27	87

（各年度末現在）

**図 6 療育手帳所持者の障がいの程度別の推移（単位:人）**



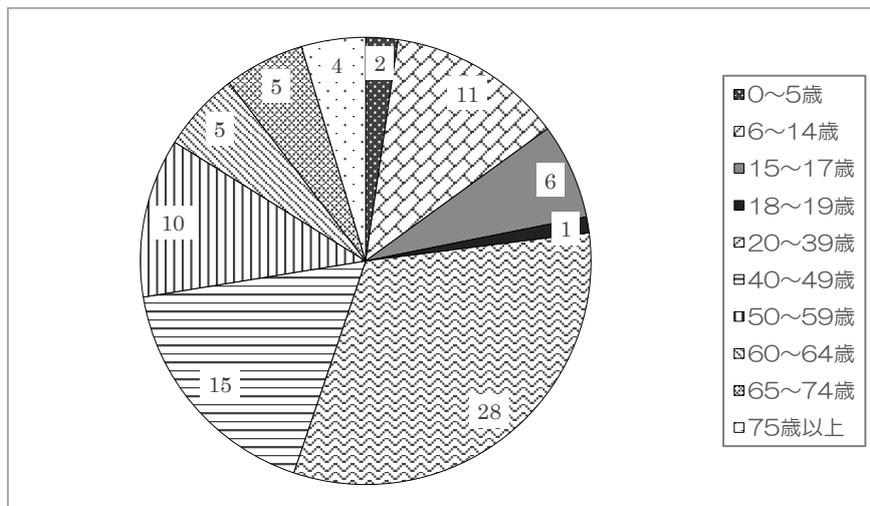
療育手帳所持者の年齢階層は、18歳以上64歳以下の方が60人で全体の67.4%と  
なっています。

**表7 療育手帳所持者の年齢別統計（単位:人）**

	人数
0～5歳	2
6～14歳	11
15～17歳	6
18～19歳	1
20～39歳	28
40～49歳	15
50～59歳	10
60～64歳	5
65～74歳	5
75歳以上	4
合計	87

（令和4年度末現在）

**図7 療育手帳所持者の年齢別統計（単位:人）**



### ③精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

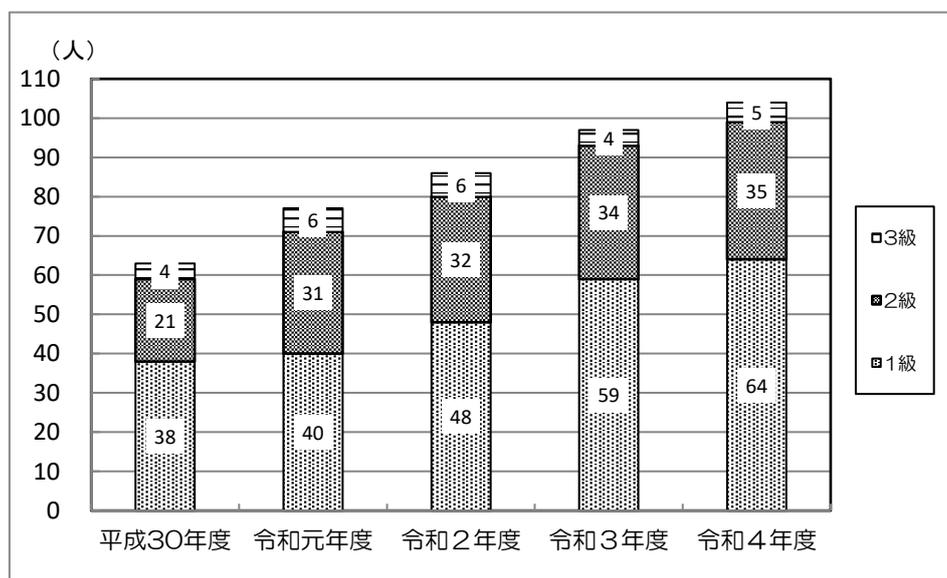
精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成30年度の63人に対し、令和4年度では104人と増加しています。令和4年度と平成25年度の所持者数を比較すると約2倍になっています。障がいの等級別では、1級が64人で最も多くなっています。

**表8 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の推移（単位:人）**

	1級	2級	3級	合計
平成30年度	38	21	4	63
令和元年度	40	31	6	77
令和2年度	48	32	6	86
令和3年度	59	34	4	97
令和4年度	64	35	5	104

(各年度末現在)

**図8 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（単位:人）**



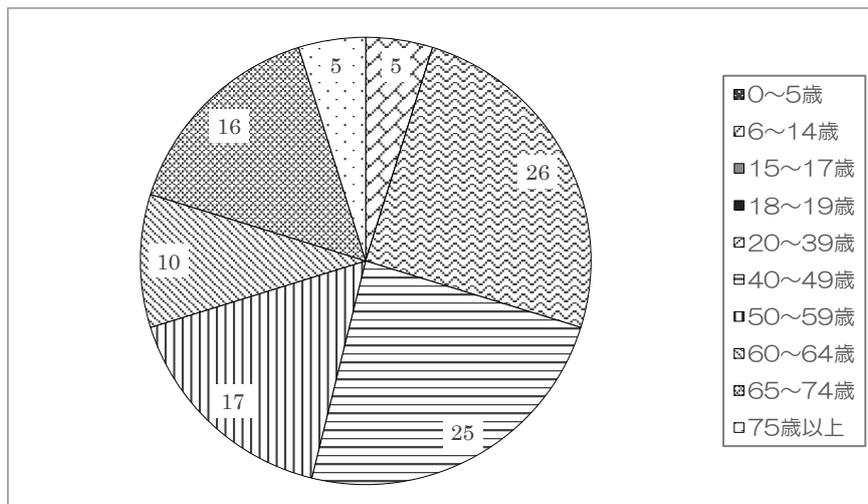
精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢階層は、18歳以上64歳以下の方が78人で全体の75%となっています。

**表9 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別統計（単位:人）**

	人数
0～5歳	0
6～14歳	5
15～17歳	0
18～19歳	0
20～39歳	26
40～49歳	25
50～59歳	17
60～64歳	10
65～74歳	16
75歳以上	5
合計	104

（令和4年度末現在）

**図9 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別統計（単位:人）**



## 2 障がい者施策の動向

前計画期間中に新たな法の制定や改正が行われています。

平成 28 年 6 月	<p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法の一部を改正する法律」の改正（平成 30 年 4 月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生活」と「就労」に対する支援の充実</li> <li>・高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用促進のための見直し</li> <li>・障がい児支援の拡充 等</li> </ul>
平成 30 年 6 月	<p>「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の成立（平成 30 年 6 月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者による文化芸術活動の促進</li> <li>・障がい者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援強化 等</li> </ul>
令和元年 6 月	<p>「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正（令和 2 年 4 月施行、一部 令和元年 6、9 月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の活躍の場の拡大に関する措置</li> <li>・国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等</li> </ul>
令和元年 6 月	<p>「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の成立（令和元年 6 月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい者等の図書館利用に係る体制整備</li> <li>・アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上 等</li> </ul>
令和 2 年 6 月	<p>「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」の成立（令和 2 年 12 月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共インフラとしての電話リレーサービスの制度化</li> <li>・電話リレーサービスに関する交付金制度の創設 等</li> </ul>
令和 3 年 6 月	<p>「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立（令和 3 年 9 月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児及び家族の日常生活における支援、相談体制の整備等、国・地方公共団体等による措置を規定</li> <li>・医療的ケア児支援センターの指定等について規定 等</li> </ul>
令和 3 年 6 月	<p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正（令和 6 年 4 月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加</li> <li>・事業者による合理的配慮の提供の義務化</li> <li>・障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化 等</li> </ul>

令和4年3月	<p>「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」の成立 (令和4年4月一部施行、令和4年10月施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいを理由とする差別の禁止</li> <li>・民間事業者の合理的配慮の提供の義務化</li> <li>・障がいを理由とする差別を解消するための体制の整備について規定 等</li> </ul>
令和4年5月	<p>「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の成立(令和4年5月施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国、地方公共団体等の障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に策定し実施する責務について規定 等</li> </ul>
令和4年12月	<p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の改正(令和6年4月施行、一部令和5年4、10月施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者等の地域生活の支援体制の充実</li> <li>・障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進</li> <li>・障がい福祉サービス等についてのデータベースに関する規定の整備 等</li> </ul>

## 第3章 計画の基本的考え方

---

### 1 計画の基本理念

障がいのある人が、自己実現に向けて主体的に社会参加でき、地域で安心して生活を送ることができるよう、地域の特性やその人の状況に応じた事業を柔軟かつ効果的に実施し、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がい者に対する差別や偏見をなくし、支え合いの社会を作る必要があります。

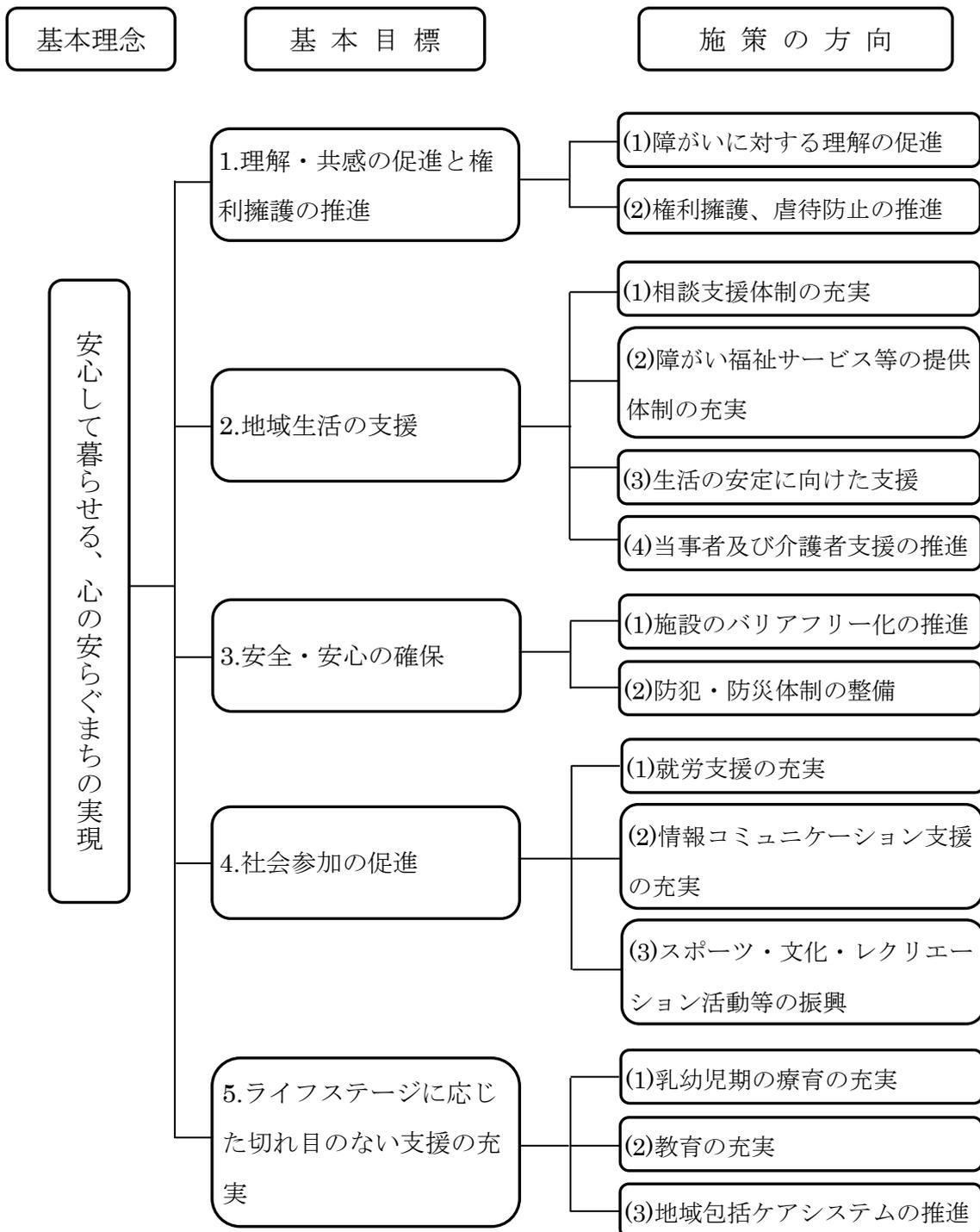
このため、「第6次小布施町総合計画」の福祉分野での施策の展開や、第4次小布施町障がい者計画以降の施策の展開や令和5年3月に実施したアンケート調査結果を踏まえ、これからの障がい者福祉施策を推進するために、

**「安心して暮らせる、心の安らぐまちの実現」**

を基本理念とします。

## 2 施策の体系

本計画の基本理念のもとに、生活全般における障がい者施策を展開する上で、次の5つの柱を基本目標として設定します。



## 第4章 施策の展開

---

### 1 理解・共感の促進と権利擁護の推進

#### (1) 障がいに対する理解の促進

##### 【現状と課題】

障がいのある人もない人も誰もが、地域の中で安心してともに生活できるような社会が必要です。

「障がい福祉計画策定のためのアンケート調査」の結果では、「障がいに対する周囲の理解が進んでいると思いますか」の問いに、「進んでいる」との回答が12%の一方、「進んでいるが不十分」と回答した方は37%と、未だ障がいや障がいのある人に対する理解の浸透は不十分と言える状況です。

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、ひとりひとりが障がいについての正しい知識や障がいのある人への理解を深め、心のバリアを取り除くとともに、「障がいの社会モデル」(※1)の考え方を広めていく必要があります。

また、障がいのある人自身(当事者)の発信や自立心の向上も大切であり、社会に参加するという強い意欲がもてるように町民全体の支援が必要です。

##### 【施策の展開】

- 障がいに関する知識や情報を広め、関心を持っていただくきっかけとして、「障害者週間」(12月)や「発達障害啓発週間」(4月)などの周知及び啓発活動を行います。
- 人権教育の講演会や講座等の啓発活動をとおして、障がいのことや障がいのある人への理解の促進に努めます。
- 地域の活動やまちづくりなどへの障がいのある人自身や家族、関係者の方の積極的な参加を推進します。
- 障がいのある人の理解を深めるために社会福祉協議会が行う、小・中学校において車いす・アイマスク・手話体験・補助犬体験など総合学習の実施を支援します。

○「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」(※2)の周知・普及に取り組むとともに、障がいのある人への配慮・手助けを実践する「信州あいサポート運動」の推進を図ります。

※1 「障がい」は、個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されるものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるとする考え方

※2 須高地域自立支援協議会では、平成28年に障がい者等の支援を必要とする方が周囲に手助けを求めやすくするためのツールとして「ヘルプカード」を作成・配布を開始しました。また、長野県においても平成30年から同様の目的で全国的に広がっている「ヘルプマーク」の取り組みを導入しました。

---

## (2) 権利擁護、虐待防止の推進

### 【現状と課題】

平成 24 年 10 月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」に伴い、本町では健康福祉課内に「小布施町障害者虐待防止センター」を設置しました。障がいのある人に対する虐待の防止、虐待があった場合の早期発見と迅速・適切な対応に取り組んでいます。

また、平成 28 年 4 月 1 日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」において、障がいを理由とした差別の禁止と国の行政機関及び地方公共団体等の「合理的配慮」の提供が義務化され、令和 3 年 6 月の同法改正では、国の行政機関及び地方公共団体等のほかに、企業などの事業者による「合理的配慮」の提供が義務化されました。

権利擁護については、判断能力が不十分な障がいのある人が地域で自立した生活を営んでいくために、福祉サービスの利用をはじめとする契約手続きの援助や、経済的虐待による金銭搾取、悪質商法による被害の防止等が課題となっており、成年後見制度による支援の必要性が増しています。町では、令和 3 年 10 月に須高 3 市町村において「須高地域成年後見支援センター」を設置し、制度の普及や利用促進を図っています。

「障がい福祉計画策定のためのアンケート調査」の結果では、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」、「成年後見制度」を知っている人は、それぞれ 23%、13%、35%となっており、より一層の周知、啓発及び支援体制の整備が必要です。

### 【施策の展開】

- 小布施町障害者虐待防止センター（小布施町役場健康福祉課地域福祉係）の周知・啓発を図るとともに虐待の早期発見・早期対応ができるよう関係機関との連携を図ります。
- 障がいのある人の権利擁護の推進を図るため、成年後見制度利用支援事業の周知や支援を行います。
- 須高地域成年後見支援センターにおいて、制度利用に関する相談や制度周知のためのセミナー等を実施し、成年後見制度の普及や利用促進を図ります。

○障がいのある人の権利擁護、虐待防止等に関する周知・啓発については、広報などを活用して実施します。

---

## 2 地域生活の支援

### (1) 相談支援体制の充実

#### 【現状と課題】

障がいのある人が安心して生活していくためには、障がいのある人やその家族だけで悩みを抱え込まないように、気軽に相談できる体制づくりが必要です。「障がい福祉計画策定のためのアンケート調査」の結果では、「相談機関に期待することは」の問いに、「いつでもすぐに相談にのってもらえること」「スタッフが専門的な知識を有していること」「必要な機関と迅速に連携してくれること」の回答が多く集まりました。

相談窓口は、福祉ニーズを把握し、各種サービスの利用に結びつけるために重要な役割を担っています。

これまで、民生児童委員や保健師、臨床心理士などによる相談、まいさぼ信州長野、地域活動支援センター（小布施町ワークホームみすみ草）、須高地域総合支援センターなどの専門職員による相談支援を実施してきました。

今後も、さらに相談支援体制の充実を図り、障がいのある人やその家族の心の支えとなり、多様化する福祉ニーズの把握から福祉サービスの利用及び地域生活への移行を推進します。

#### 【施策の展開】

- 身近に相談できる民生児童委員や社会福祉協議会及び保健師などにおける相談体制の充実を図ります。
- 須高地域総合支援センターにおける地域の計画相談支援事業者の人材育成や指導助言など、相談支援体制の充実・強化を図り基幹化を推進するため、関係市町村と連携を図ります。
- 須高地域総合支援センター及び町の相談会の充実を図ります。
- 複雑化するニーズからサービスの利用まで、ケアマネジメント体制が図られるように、指定特定相談支援事業者との連携を図ります。
- 民生児童委員やまいさぼ信州長野との連携を推進し、ひきこもり状態にある人の情報の把握に努めます。

- 
- ひきこもり状態にある人の社会復帰を目指し、本人や家族の相談支援を行うため、ひきこもり・こころの健康相談を実施します。
  - 社会福祉士などの専門的な知識・経験を有した専門職の配置及び育成を推進し、相談支援体制の強化を図ります。

---

## (2) 障がい福祉サービス等の提供体制の充実

### 【現状と課題】

障がいのある人が地域で自立した生活を営んでいくためには、様々なニーズに対応できる福祉サービスを充実し、介助にあたる家族の負担を軽減することが重要です。

「障がい福祉計画策定のためのアンケート調査」の結果では、「障がい福祉サービスを利用していない理由は何ですか」の問いに、「利用の方法がわからない」は34%と多く、その周知と利用促進が課題となっています。

障害者総合支援法に基づく障がいのある人への福祉サービスは「日中活動系」「居住系」「訪問系」の3つのサービスと「地域生活支援事業」に分類されます。

今後も、国や県の施策動向を踏まえながら、障がいのある人が地域での自立生活を送れるよう、福祉サービス等の提供体制を充実させる必要があります。

### 【施策の展開】

- 福祉サービスについて広報誌や町のホームページ、障がい者（児）福祉のしおりなどを利用し障がいのある人や家族の方に対し情報提供を行い周知していきます。
- 障がいのある人のニーズにあったサービスを利用できるよう、サービス提供事業所と連携し、サービスの提供体制の充実及び向上に努めます。
- 自立した地域生活を送れるよう住まいの場を確保するため、グループホーム等の整備の促進を図れるよう、関連法人などに働きかけます。
- 就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識や技能の習得や訓練を受けることができる就労支援を行う事業所の確保に努めます。
- 利用ニーズが高まっている障がい児通所支援を行う事業所の確保に努めます。
- 更生相談所などの関係機関と連携し、適正な補装具の利用促進を図るとともに、支援体制のさらなる充実を図ります。また、自己負担金に対し、援護金の支給支援を行います。
- ヘルパーなどの派遣による移動支援事業の助成を継続し外出支援を強化していきます。
- 日常生活用具の適切な給付や情報提供に努めます。
- 障がいのある人やひきこもり状態にある人の自立と社会参加及び社会復帰の場として、地域活動支援センター（小布施町ワークホームみすみ草）の充実を図ります。

---

### (3) 生活の安定に向けた支援

#### 【現状と課題】

地域で安定した生活を送るために、障がいのある人に対して、各種手当の給付等を行っています。障がいのある人の安定した生活基盤をつくり、その社会的自立を促進するためには、雇用の確保とともに、国の年金制度を基本とする所得保障の充実が必要です。

「障がい福祉計画策定のためのアンケート調査」の結果では、「現在の生活で困っていることや不安に思っていることは」の問いに、40%の方が「生活費や経済的な不安」と答えました。

経済基盤の安定は、自立した生活に欠かせないものです。制度を知らずに受けられないことのないよう、制度の周知を図るなど情報を提供する必要があります。

#### 【施策の展開】

- 障害基礎年金などの公的年金制度、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当について、適切に申請がなされるよう、相談及び制度の周知に努めます。
- 障がい者（児）の経済的負担を軽減し、必要な医療が受けられるよう、医療費の自己負担分への助成を行います。
- 町の単独事業として、心身障害児福祉年金の支給を継続し、障害児の保護者に対する経済的な支援を行います。
- 障がい福祉サービス利用にかかる経費の支援策として、事業所通所にかかる交通費の支給制度について検討を進めます。

---

## (4) 当事者及び介護者支援の充実

### 【現状と課題】

社会全体が少子高齢化する中、障がいのある人自身に加え、家族など介護者の高齢化も進んでいます。障がいのある人の高齢化が進むとともに、その親や配偶者も年を重ねることから、介護にかかる身体的、精神的負担も増すため、その負担軽減が課題です。

また、「障がい福祉計画策定のためのアンケート調査（18歳未満）」の結果では、「ご家族にどのような支援が必要だと思うか」の問いに「カウンセリングなどの心理的サポート」「発達課題、障がい、福祉サービス等の支援について学び考える機会」「保護者、兄弟姉妹同士の交流」などの回答が多くなっています。当事者同士、介護者同士の情報交換の機会の創出や家族支援の充実が必要です。

### 【施策の展開】

- 在宅介護者のリフレッシュを図るため、介護者同士の交流会等を行います。
- 重度心身障がい者（児）を自宅で介護している方に在宅介護支援金を支給します。
- 同居家族の介護負担を軽減するため、時間単位で見守りや必要な介護を提供する日中一時支援サービスやタイムケアの利用促進を図ります。
- 家庭での介護が一時的に困難になった場合等に利用する短期入所の利用促進を図ります。

---

### 3 安全・安心の確保

#### (1) 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

##### 【現状と課題】

障がいのある人が社会のあらゆる領域に健常者と平等に参加し、自力で安全に行動できるよう、障がいのある人だけでなく高齢者や子ども連れの方なども含め「最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインする」という、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、生活環境を整備することが基本的課題です。

すべての人が利用できるユニバーサルデザインの考え方にに基づき、安全性、快適性、便利さ、分かりやすさなどの視点に配慮し、誰もが暮らしやすい快適なまちづくりを進めていきます。

##### 【施策の展開】

○公共施設については、障がいのある人や高齢者等が円滑に利用できるような配慮、措置を図る必要があり、既存の施設については段階的な改善に努め、民間事業者も含めた住民全体への啓発・PRを推進し、まちづくりに対して積極的な参加、協力を促すことが重要であることから、子どもから大人まで広く住民意識の高揚と向上を図ります。

また、道路・歩道についても関係機関と協力し、段階的な改善に努めます。

○障がいのある人の居住環境の改善、整備を促進するため、「高齢者等にやさしい住宅改良促進事業」等の実施による住宅整備を推進します。

---

## (2) 防犯・防災体制の整備

### 【現状と課題】

「障がい福祉計画策定のためのアンケート調査」の結果では、災害発生時における不安を多くの方が抱えており、「災害が起こった時に不安なことを教えてください」の問いに、「災害状況の情報入手方法」「避難方法」「避難先の生活」に多くの方が不安を抱えています。その不安の解消を図るため、防災対策を障がいのある人の視点から再点検し、平常時からの情報共有及び災害時の避難対策などの仕組みづくりを推進する必要があります。

また、犯罪や事故等に対処するためには、地域の情報を共有し、障がいのある人がそれらに巻き込まれないよう地域で見守る体制づくりが必要です。

### 【施策の展開】

- 小布施町地域防災計画に基づき、関係機関との連携を図りながら、障がいのある人の避難、誘導等に関する体制の充実に努めます。
- 災害対策基本法で市町村に作成が義務付けられている「避難行動要支援者名簿」を基に「災害時支え合い名簿」を作成し、自治会と共有することで、地域における支え合いの体制づくりを推進します。さらに、避難行動の際に特に支援が必要な障がい者（児）には「個別避難計画」を作成し、避難の支援や避難所での生活支援を行います。
- 一般の避難所では対応困難な障がい者のために、障がい特性を理解し、受け入れをする福祉避難所の確保に努めます。
- 犯罪や事故等に対する障がいのある人の安全を確保するため、民生児童委員をはじめ地域の方々や関係機関との協力体制を築きます。
- 障がいのある人が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、今後も事業所などと防災及び防犯に関する協力体制を充実させるとともに連携を強化します。

---

## 4 社会参加の促進

### (1) 就労支援の充実

#### 【現状と課題】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により、平成 30 年 4 月から障がいのある人を雇用する事業主に対しては、障がいのある人への合理的配慮を提供する義務が生じ、また、法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人が加えられました。

障がいのある人が地域で生活を続けていく上で、社会の一員として、また、自己実現の一つの手段として、障がい特性や一人ひとりの適性、能力に応じて、身近に活動することや働くことができる場があることが望まれます。また、就労を継続するために、事業所等の理解を深めることと併せて、療育・発達支援から就労支援へと切れ目なくつながるサポート体制を確立していくことが必要となっています。

障がいのある人が適性に応じ自由に職業が選択でき、就労の機会が確保されるよう職能訓練を充実するとともに、福祉就労から継続的な一般就労へ移行できるような就労移行支援体制を整備するとともに就労後の職場定着支援に努めていきます。

#### 【施策の展開】

- 就労を希望する障がいのある人への支援が的確に行えるよう、まいさぼ信州長野やハローワーク須坂など労働行政機関及び特別支援学校等の教育機関との連携を図ります。
- 障がいのある人の自立と社会参加及び社会復帰の場として、地域活動支援センター（小布施町ワークホームみすみ草）の充実を図ります。
- 障がいのある人の働く場を提供するとともに、一般就労を目指す人に障がいの特性に応じた就労支援を行う就労支援事業所の確保に努めます。
- 毎年 9 月の「障害者雇用月間」を中心に雇用率の向上や事業者側の障がいのある人の受け入れ体制の整備を各機関と連携して推進します。
- 障がいのある人の多様な就業の機会を確保するため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律」に基づき「小布施町障がい者就労施設等からの物品等調達方針」を作成し、障がい者就労施設等が提供する物品等を優先的に購入するように努めます。

- 障がいのある人の就労機会の拡大のため、農業関係部局や関係団体等との連携により「農福連携」の取り組みを広めます。
- 就労や社会参加のための移動手段の確保を支援するため、自動車運転免許の取得に要する経費や自動車改造に要する経費の助成を行います。

---

## (2) 情報コミュニケーション支援の充実

### 【現状と課題】

複雑化した情報化社会において、障がいのある人が社会を構成する一員として、社会、経済、文化等あらゆる分野の活動に参加するためには、障がいのある人が必要とする情報へのアクセシビリティを向上させることや、コミュニケーション手段を充実させることが極めて重要です。

障がいの種類や程度に応じ、情報の取得や利用、意思疎通の手段を選択できるよう、情報機器や多様なコミュニケーション手段の確保などが課題となっています。

### 【施策の展開】

- 聴覚障がいによりコミュニケーション支援を必要とする人に対して、手話通訳者などを派遣します。
- 拡大読書器や情報・通信支援用具などの日常生活用具の給付を行い、視覚障がいのある人の情報アクセシビリティの向上を支援します。
- ボランティアによる町報おぶせの音訳 CD などを活用し、地域の話題や生活に関する情報提供を行います。
- 障がい特性に応じた情報提供のため、情報通信機器の活用などの環境整備に努めます。

---

### (3) スポーツ・文化・レクリエーション活動等の振興

#### 【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず、スポーツや文化芸術活動等に親しむことは、人生を豊かにするとともに、相互理解をもたらします。平成30年6月には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が成立・施行され、障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加が求められています。

また、「障がい福祉計画策定のためのアンケート調査」の結果では、「社会参加・趣味活動に参加する際に困っていること」の設問に対し、「健康や体力に自信がない」

「移動が大変」「参加できるものがない」「参加したいものがない」との回答が多く寄せられました。障がいのある人がスポーツ・文化・レクリエーション活動等に親しめるよう、その機会や質の充実を図ることが重要です。

#### 【施策の展開】

- 長野県障がい者文化芸術祭などの周知を行い、文化芸術活動の機会の提供に努めます。
- スポーツに親しむことができるよう、長野地区及び長野県障がい者スポーツ大会等への参加を促進します。
- 外出機会の提供のため、障がい者希望の旅を継続して実施します。
- スポーツ・文化・レクリエーション活動等の参加の機会を保障するため、移動支援サービスの促進を図ります。

---

## 5 ライフステージに応じた切れ目ない支援の提供

### (1) 乳幼児期における療育の充実

#### 【現状と課題】

一人ひとりの発達の状況に応じて適切な療育を行うことで障がいに係る困難の軽減を図ることができるため、早い段階からの療育が重要です。また、障がい者（児）の自立生活及び自己実現のために保育や教育、生涯学習や社会参加の機会が等しく確保されることが必要です。

さらに、障がいのある児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携による一貫した支援体制の整備充実が必要です。

「障がい福祉計画策定のためのアンケート調査（18歳未満）」の結果では、「相談機関に期待することは何ですか」の問いに、「いつでもすぐに相談にのってもらえること」や「具体的な対応・方法に関するアドバイス」「スタッフが専門的な知識を有していること」を希望する意見が多くありました。

保護者に対しては、子どもが安定した家庭生活を送るために、成長過程に応じた療育・教育に関して適切な助言・指導を行うための相談支援体制の充実に努めていきます。

#### 【施策の展開】

- 発達等の遅れのある乳幼児の保護者に対して、連続した支援体制を図るとともに、乳幼児期から学童期にかけて連携した相談体制がとれるように努めます。
- 障がいかどうか判断が難しい児童に対して、気軽に相談できる体制整備と、関係機関との連絡調整の充実を図ります。
- 児童福祉法に基づく障害児通所支援の給付を継続し、障がいの程度やその人の状態に応じた活動場所の確保に努めます。
- 障がいのある児童が適切な療育が受けられるように、通園施設での療育指導の充実を図ります。
- 役場職員を含めた支援員に対して専門機関との連携強化、研修及び助言に基づき知識及び技能の取得に努めます。
- 地域での療育相談の場として、専門機関と連携した巡回相談の充実を図ります。

- 保健、教育、医療などの関係機関と連携し、医療的ケア児の支援体制の充実を図ります。
- 早期から一人ひとりの発達状況に応じた適切な療育を受けられるよう、放課後等デイサービスなどの障がい児通所支援事業所の確保に努めます。

---

## (2) 教育の充実

### 【現状と課題】

子どもが成長していく過程では、学校、地域における育成が重要です。障がいのある児童生徒が個人の能力や可能性を伸ばすための就学体制が整備され、いきいきとした学校生活を送ることが出来るように、特別支援教育の推進を図る必要があります。

そのために、関係する各分野との連携を充分取りながら、それぞれの施策が効果的に展開されるよう配慮する必要があります。

学校、保育園、幼稚園、地域等が連携を図りながら、地域で健やかに生活・成長できる環境づくりを進めることが重要です。

### 【施策の展開】

- 学校・家庭・地域の連携を図り、保護者同士の交流を深め、障がい児一人ひとりに対する総合的できめ細かな教育・指導に努めます。
- 障がいの状態及び特性等に応じた教育を進めるため、障がい児や障がいの傾向のある児童の状況、保護者等の意向を踏まえながら、特別支援教育の充実を図るとともに、児童生徒と保護者の教育相談や就学に向けた相談・支援の体制充実を図ります。
- 生徒の能力や適性及び意向に応じた適切な進路が保障されるよう、関係機関が連携しながら、社会的・職業的自立に向けた一人ひとりの状況に応じた相談支援の充実を図ります。

---

### (3) 地域で支え合う仕組みづくりの推進

#### 【現状と課題】

障がいの種類や程度に関わらず、障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らしていくためには、保健、医療、福祉、介護等の様々な分野が連携して地域生活を支える取り組みを強化していく必要があります。

特に、精神障がい者（長期入院患者等）の地域移行については、町だけでなく、須高地域、長野圏域の資源も活用していく必要があります。

#### 【施策の展開】

- 在宅生活の支援体制を強化するため、医療、保健、介護分野との連携を図ります。
- 「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて関係者の連携強化を図ります。
- 入院患者等の地域移行の推進のため、地域移行支援コーディネーターとの連携強化を図るとともに、須高地域自立支援協議会の活動により関係者の連携を強化します。
- 地域の支え合い組織（協議体）との連携やその他インフォーマルサービス、地域の社会資源の活用に努めます。
- 地域共生社会の推進のため、ボランティア活動の振興及びボランティアセンターの運営支援に努めます。



～ 第2部 ～

小 布 施 町

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 1 計画策定の趣旨

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第87条第1項に基づき、市町村は国の基本指針に則して、障がい福祉計画を策定する必要があります。現行の「第6期障がい福祉計画」が令和5年度で計画期間満了となるため、新たに「第7期障がい福祉計画」を策定します。

併せて、児童福祉法第33条の19第1項に基づき、市町村は国の基本指針に則して、障がい児福祉計画を策定する必要があります。現行の「第2期障がい児福祉計画」が令和5年度で計画期間満了となるため、新たに「第3期障がい児福祉計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画の法定上の位置づけは以下のとおりです。

- ・第7期障がい福祉計画・・・障害者総合支援法第88条第1項に基づいて策定される、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の利用見込量や数値を定めた計画です。
- ・第3期障がい児福祉計画・・・児童福祉法第33条の20第1項に基づいて策定される、障がい児の通所支援及び相談支援の提供体制の確保その他障がい児通所支援及び障がい児相談支援の円滑な実施に関する利用見込量や数値を定めた計画です。

計画の策定にあたっては、国が令和5年5月に一部改正した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき成果目標及び活動指標を設定します。

## 3 計画の期間

計画の期間は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

### ◆「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の計画期間

年度	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14
障がい者計画	第4次						第5次障がい者計画						第6次		
障がい福祉計画	第5期		第6期			第7期障がい福祉計画			第8期			第9期			
障がい児福祉計画	第1期		第2期			第3期障がい児福祉計画			第4期			第5期			

## 第2章 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

### 1 第7期障がい福祉計画の成果目標

#### (1) 福祉施設の施設入所者の地域生活への移行

区 分	目 標	備 考
令和8年度末までの 地域移行者数	1人	<u>国の考え方</u> ・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上 が地域移行する <u>小布施町の考え方</u> ・令和4年度末時点の施設入所者数9人×6% ≒1人（11.1%移行）
令和8年度末の 施設入所者数	8人	<u>国の考え方</u> ・令和4年度末時点の施設入所者数から5% 以上削減する <u>小布施町の考え方</u> ・令和4年度末時点の施設入所者数9人× 95%≒8人（11.1%削減）

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

区 分	目 標	備 考
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ※1	令和7年度までに須高地域で設置	<u>国の考え方</u> ・市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する <u>小布施町の考え方</u> ・国の方向性に従い、須高地域での保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置に取り組む

### ■「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に係る活動指標

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		1回	1回	2回
保健・医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数	保健	3人	3人	3人
	医療（精神科）	1人	1人	1人
	医療（訪問看護）	1人	1人	1人
	福祉	3人	3人	3人
	介護	3人	3人	3人
	当事者	0人	0人	1人
	家族	1人	1人	1人
	その他（居住支援等）	1人	1人	1人
保健・医療及び福祉関係者における目標設定及び評価の回数	目標設定	連携ネットワークの構築	連携ネットワークの構築	連携ネットワークの構築
	評価の実施回数	1回	1回	1回

※1 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、市町村などと重層的な連携による支援体制を構築するもの。

### (3) 地域生活支援の充実

#### ① 地域生活支援拠点等の整備

区 分	目 標	備 考
地域生活支援拠点等の整備 ※2	須高地域で体制を維持しながら機能充実を図る	<u>国の考え方</u> ・令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域において地域生活支援拠点等を整備する <u>小布施町の考え方</u> ・平成30年度に須高地域で面的体制を1か所整備済み。令和3年度から、運用状況の検証及び検討を年1回実施。須高地域で体制を維持する

#### ■ 地域生活支援拠点等の整備に係る活動指標

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の数	1か所	1か所	1か所
コーディネーターの配置人数	1人	1人	1人
運用状況の検証及び検討の回数(回/年)	1回	1回	1回

※2 地域生活支援拠点等とは、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がい者等やその家族の緊急事態の対応を図るもの。整備後、地域のニーズ・課題に応えられているか、必要な機能の水準や充足を継続的に検証・検討を行う。

② 強度行動障がいをもつ者への支援体制の整備

区 分	目 標	備 考
<p>強度行動障がいをもつ者への支援ニーズの把握と支援体制の整備</p>	<p>長野圏域での体制整備に取り組む</p>	<p><u>国の考え方</u></p> <p>・令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がいをもつ障害者に関しその状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める</p> <p><u>小布施町の考え方</u></p> <p>・県自立支援協議会等を活用しながら、長野圏域において体制の整備に取り組む</p>

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

区 分	目 標	備 考
<p>令和8年度中の 一般就労への移行者数</p>	<p>3人</p> <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援から1人</li> <li>・就労継続支援A型から1人</li> <li>・就労継続支援B型から1人</li> </ul>	<p><u>国の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉施設からの一般就労者数を令和3年度実績の1.28倍以上とする</li> </ul> <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援からの移行 令和3年度実績の1.31倍以上</li> <li>・就労継続支援A型からの移行 令和3年度実績のおおむね1.29倍以上</li> <li>・就労継続支援B型からの移行 令和3年度実績のおおむね1.28倍以上</li> </ul> <p><u>小布施町の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度の一般就労への移行者数1人× <math>1.28 \div 3</math>人(3倍)</li> </ul> <p>【基本となる数値(令和3年度実績)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援からの移行 1人</li> <li>・就労継続支援A型からの移行 0人</li> <li>・就労継続支援B型からの移行 0人</li> </ul>
<p>就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合</p>	<p>5割以上</p>	<p><u>国の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合を全体の5割以上とする</li> </ul> <p><u>小布施町の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に所在する就労移行支援事業所は0か所。今後町内に就労移行支援事業所ができることを見込み、目標は国の方向性に従い設定する</li> </ul>

区 分	目 標	備 考
令和8年度中の一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業の利用者数	2人	<u>国の考え方</u> ・就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援の利用者数を令和3年度の実績の1.41倍とする <u>小布施町の考え方</u> ・令和3年度の就労定着支援の利用者数1人×1.41≒2人（2倍）
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	2割5分以上	<u>国の考え方</u> ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする <u>小布施町の考え方</u> ・町内に所在する就労定着支援事業所は1か所。目標は国の方向性に従い設定する

※ 就労定着支援事業・・・就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問等により必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行う。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

区 分	目 標	備 考
基幹相談支援センターの設置	令和8年度までに須高地域で設置	<u>国の考え方</u> ・令和8年度末までに各市町村または圏域において基幹相談支援センターを設置する <u>小布施町の考え方</u> ・須高地域での設置を目指す。また、設置とあわせ相談支援体制の強化を図る以下の取り組みを進める

■「相談支援体制の充実・強化等」に係る活動指標

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	16件	16件	16件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	7件	7件	7件
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	12回	12回	12回
個別事例の支援内容の検証実施回数	1回	1回	1回
主任相談支援専門員の配置人数	3人	3人	4人

■協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	3回	3回	3回
参加事業者数・機関数	12団体	12団体	12団体
協議会の専門部会の設置数	7部会	7部会	7部会
協議会の専門部会の実施回数	56回	56回	56回

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

区 分	目 標	備 考
障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みにかかる体制の構築	須高地域で体制を構築する	<u>国の考え方</u> ・令和8年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みにかかる体制を構築する <u>小布施町の考え方</u> ・須高地域で障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みにかかる体制を構築する

■ 「障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組み」にかかる活動指標

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析と結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	体制の有無	無	有	有
	実施方法	課題の抽出	自立支援協議会で検討	自立支援協議会で検討
	実施回数	0回	1回	1回
県が実施する障がい福祉サービス等にかかる研修等への町職員の参加人数		1人	1人	1人

## 2 第3期障がい児福祉計画の成果目標

### (1) 障がい児支援の提供体制の整備等

区 分	目 標	備 考
障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築整備	須高地域で体制構築	<p><u>国の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年度末までに各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所児支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する</li> </ul> <p><u>小布施町の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の方向性に従い、児童発達支援センターの設置を含め令和8年度末までの体制構築を目指し須高地域で検討を行う</li> </ul>
児童発達支援センターの設置	須高地域で設置	<p><u>国の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置する</li> </ul> <p><u>小布施町の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の方向性に従い、令和8年度末までに須高地域での設置に向けた検討を行う</li> </ul>

区 分	目 標	備 考
<p>保育所訪問支援を利用できる体制の構築</p>	<p>長野圏域と須高地域での体制維持に加え、さらなる体制の強化に取り組む</p>	<p><u>国の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度末までにすべての市町村において保育所訪問支援を利用できる体制を構築する</li> </ul> <p><u>小布施町の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の方向性に従い、引き続き長野圏域、須高地域で体制を維持するとともに体制強化に取り組む</li> </ul>
<p>主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保</p>	<p>長野圏域と須高地域での体制維持に加え、さらなる体制の強化に取り組む</p>	<p><u>国の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保する</li> </ul> <p><u>小布施町の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の方向性に従い、引き続き長野圏域、須高地域で体制を維持するとともに体制強化に取り組む</li> </ul>
<p>医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置</p>	<p>須高地域で体制維持</p>	<p><u>国の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度末までに各市町村または圏域において、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを設置する</li> </ul> <p><u>小布施町の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・須高地域で協議会を活用した協議の場を設置済み。体制を維持する</li> <li>・令和8年度末までに須高地域にコーディネーターを1人配置する</li> </ul>

## 第3章 障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量と今後の施策（活動指標）

---

### 1 障がい福祉サービスの見込量と今後の施策

#### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、ホームヘルパーが障がいのある人の居宅などを訪問して介護や家事援助などの必要な援助を行うサービスです。

##### ●サービスの見込量について

居宅介護については、令和3年度から令和5年度にかけて、利用実績は横ばいですが、今後は在宅での生活の継続や施設などからの地域生活への移行により利用者や利用時間の増加が見込まれます。

同行援護、行動援護については、利用実績を勘案して見込量を設定しました。

##### ◆主要施策について

居宅介護は在宅での生活の継続を希望される方が多いため、この先も増加すると予測されます。当該サービスは、在宅生活の継続や地域生活への移行を推進する観点から、地域での自立した生活を支えるうえで重要なサービスであり、今後も利用者の要望や意向などに応じた適切にサービス提供できるよう、関係機関と連携を図り、体制の充実に努めます。

同行援護は、視覚障がい者等の移動に際してより専門性を確保し、利用者が選択できるよう、体制の充実に努めます。

重度訪問介護や、重度障害者等包括支援については、現在町内に利用者がいないため、見込量は計上していませんが、申請があった場合は、柔軟に対応していきます。

## ①居宅介護

ヘルパーが自宅で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うものです。

(対象者：障害支援区分1以上の人)

### ■1か月あたりの量及び利用者数の見込

サービス名	単位	第6期実績 (R5年度のみ見込)			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護	利用時間 [時間]	53	41	36	57	65	73
	利用者数 [人]	6	5	6	7	8	9

## ②重度訪問介護

重度の障がいがあり、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援などを総合的に行うものです。

(対象者：障害支援区分4以上で一定条件に該当する人)

### ■1か月あたりの量及び利用者数の見込

サービス名	単位	第6期実績 (R5年度のみ見込)			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
重度訪問 介護	利用時間 [時間]	0	0	0	0	0	0
	利用者数 [人]	0	0	0	0	0	0

### ③同行援護

視覚障がいにより、移動が困難な人の外出時に同行し、必要な情報提供や介護を行うものです。

(対象者：一定条件に該当する人で、身体介護を伴う場合は、障害支援区分2以上の人)

#### ■ 1 か月あたりの量及び利用者数の見込

サービス名	単位	第6期実績 (R5年度のみ見込)			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
同行援護	利用時間 [時間]	0	0	8	8	8	16
	利用者数 [人]	0	0	1	1	1	2

### ④行動援護

知的障害又は精神障がいにより、行動が困難で常に介護の必要な人に、危険を回避するために必要な援護、外出時の支援などを行うものです。

(対象者：障害支援区分3以上で一定条件に該当する人)

#### ■ 1 か月あたりの量及び利用者数の見込

サービス名	単位	第6期実績 (R5年度のみ見込)			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
行動援護	利用時間 [時間]	10	9	9	9	18	18
	利用者数 [人]	2	2	1	1	2	2

## ⑤重度障害者等包括支援

常に介護が必要な人のうち、介護度が特に高いと認められた人に、居宅介護などのサービスを包括的に行うものです。

(対象者：障害支援区分6で一定条件に該当する人)

### ■1 か月あたりの量及び利用者数の見込

サービス名	単位	第6期実績 (R5年度のみ見込)			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
重度障害者 等包括支援	利用時間 [時間]	0	0	0	0	0	0
	利用者数 [人]	0	0	0	0	0	0

---

## (2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、主に日中において、通所などにより必要な介護や訓練などの支援を行うサービスです。

### ●サービスの見込量について

短期入所は、介護者等の緊急的な理由で利用が見込まれることから、これまでの利用実績を勘案して見込量の設定を行いました。

生活介護、自立訓練は、これまでの実績から、大きな利用増は見込まれないことなどを勘案して見込量の設定を行いました。

就労選択支援は、令和7年度から始まる予定の新たなサービスです。類似のサービスである就労移行支援の実績及び見込量を参考に設定しました。

就労移行支援は、一般就労を推進するうえで毎年度新規利用が見込まれることから、これまでの利用実績などを勘案して見込量の設定を行いました。

就労継続支援（A型）は、就労移行支援との兼ね合いを含め、総合的に勘案して見込量の設定を行いました。

就労継続支援（B型）は、利用実績が増加しているため、今後も利用の増加があるものと見込まれます。

就労定着支援は、就労移行支援等を利用した方が利用すると想定し、見込量の設定を行いました。

療養介護は、今後も継続的に利用があると見込まれます。

### ◆主要施策について

ホームページや広報誌及び「小布施町障がい者（児）福祉のしおり」等により障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの周知を図るとともに、小布施町社会福祉協議会、事業所等と連携を図り、日中活動系サービスの実施主体の確保に努めます。

また、日中活動系サービスは、障がいのある人の日中活動の核となるサービスであることから、利用者の要望に応じた適切なサービスを安定的に提供できるよう、相談支援事業を活用するなどして需用の動向を把握し、事業所と連携しサービス確保に努めます。

### ① 短期入所（福祉型・医療型）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間を含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行うものです。

（対象者：障害支援区分1以上の人）

#### ■ 1か月あたりの量及び利用者数の見込

サービス名	単位	第6期実績（R5年度のみ見込）			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
福祉型	利用日数 [人日分]	73	57	64	96	104	112
	利用者数 [人]	8	8	12	12	13	14
うち重度 障がい者 の利用	利用者数 [人]	0	0	0	0	0	0
医療型	利用日数 [人日分]	4	0	0	0	0	0
	利用者数 [人]	1	0	0	0	0	0
うち重度 障がい者 の利用	利用者数 [人]	1	0	0	0	0	0

## ②生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するものです。

(対象者：障害支援区分3以上の人または50歳以上で障害支援区分2以上の人)

### ■ 1か月あたりの量及び利用者数の見込

サービス名	単位	第6期実績（R5年度のみ見込）			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
生活介護	利用日数 [人日分]	432	425	376	440	462	462
	利用者数 [人]	24	20	20	20	21	21
うち重度 障がい者 の利用	利用者数 [人]	6	5	5	8	9	9

### ③自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うものです。

#### ■ 1 か月あたりの量及び利用者数の見込

サービス名	単位	第6期実績（R5年度のみ見込）			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
機能訓練	利用日数 [人日分]	3	30	15	22	44	44
	利用者数 [人]	0	2	1	1	2	2
生活訓練	利用日数 [人日分]	8	33	29	44	44	44
	利用者数 [人]	1	2	2	2	2	2
うち精神障がい者の利用	利用者数 [人]	1	2	2	2	2	2

### ④就労選択支援

障がいを持つ人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを行うものです。

#### ■ 1 か月あたりの量及び利用者数の見込

サービス名	単位	第6期実績（R5年度のみ見込）			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
就労移行支援	利用者数 [人]					1	2

## ⑤就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものです。

### ■ 1 か月あたりの量及び利用者数の見込

サービス名	単位	第6期実績（R5年度のみ見込）			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
就労移行支援	利用日数 [人日分]	23	12	20	22	44	66
	利用者数 [人]	1	1	1	1	2	3

## ⑥就労継続支援（A・B型）

一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものです。

### ■ 1 か月あたりの量及び利用者数の見込

サービス名	単位	第6期実績（R5年度のみ見込）			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
就労継続支援A型	利用日数 [人日分]	173	155	146	176	198	198
	利用者数 [人]	9	8	7	8	9	9
就労継続支援B型	利用日数 [人日分]	885	961	976	1,144	1,166	1,188
	利用者数 [人]	49	51	53	52	53	54

## ⑦就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談を通じて生活面の課題把握、関係機関等との連絡調整及び課題解決に向けて必要となる支援を行うものです。

### ■ 1 か月あたりの利用者数の見込

サービス名	単位	第6期実績（R5年度のみ見込）			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
就労定着支援	利用者数 [人]	0	1	1	0	1	2

## ⑧療養介護

医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行うものです。

（対象者：障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者またはALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者で障害支援区分6の者。）

### ■ 1 か月あたりの利用者数の見込

サービス名	単位	第6期実績（R5年度のみ見込）			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
療養介護	利用者数 [人]	3	4	4	4	4	4

---

### (3) 居住系サービス

居住系サービスは、主として夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な介護や援助を提供するサービスです。

#### ●サービスの見込量について

自立生活援助は、障害者支援施設、グループホームから在宅への移行は実績がないことなどを総合的に勘案して、見込量の設定を行いました。

共同生活援助（グループホーム）は、利用実績が増加していること、今後施設から地域生活への移行などにより増加が見込まれる等、総合的に勘案して見込量の設定を行いました。

施設入所支援は、国の基本指針に基づき、在宅、グループホーム等への地域移行などを総合的に勘案して見込量を設定しました。

#### ◆主要施策について

本人や家族の意向を尊重しながら、施設などから地域生活への移行を進めるため、共同生活援助（グループホーム）の確保に努めます。

地域移行支援の活用と指定一般相談支援事業所との連携強化により施設入所者や入院患者の中で地域移行を希望している障がい者、若しくは地域移行の方が利用者のニーズにより則した生活が送れると判断される場合は、共同生活援助等の住まいの場、通所等による日中活動の場、居宅介護等による訪問サービス等を包括的に活用し、地域への移行を検討します。

## ①自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で、一人暮らしを希望する人に対し、一定期間、定期的な巡回訪問などを行い、日常生活における課題を把握し必要な支援を行うものです。

### ■ 1 か月あたりの利用者数の見込

サービス名	単位	第6期実績（R5年度のみ見込）			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
自立生活援助	利用者数	0	0	0	0	1	1
うち精神障がい者の利用	[人]	0	0	0	0	1	1

## ②共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行うものです。

### ■ 1 か月あたりの利用者数の見込

サービス名	単位	第6期実績（R5年度のみ見込）			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
共同生活援助	利用者数	16	17	18	19	20	21
うち日中サービス支援型共同生活援助	[人]	0	1	1	2	2	3
うち精神障がい者の利用		6	7	8	9	10	11
うち重度障がい者の利用		0	1	2	3	3	3

---

### ③施設入所支援

施設に入所している人に、主として夜間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うものです。

(対象者：障害支援区分4以上の人または50歳以上で障害支援区分3以上の人)

#### ■1か月あたりの利用者数の見込

サービス名	単位	第6期実績（R5年度のみ見込）			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
施設入所支援	利用者数 [人]	10	9	9	9	9	8

## (4) 相談支援

障がい者（児）が自立した生活を行える為の課題解決や適切な障害福祉サービスを利用するためのケアマネジメントを行う計画相談支援と、地域生活への移行や定着に向けた支援や相談などを行う地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）からなります。

### ●サービスの見込量について

計画相談支援は、障害福祉サービスの全体の利用実績が増加していること、今後施設から地域生活への移行などにより利用増加が見込まれる等、総合的に勘案して見込量の設定を行いました。

地域移行支援及び地域定着支援は、これまでの実績及び今後の地域移行の見込みなどを総合的に勘案して設定しました。

### ◆主要施策について

障がいのある人のニーズに応じたサービスの利用や希望する暮らしの実現のため、須高地域自立支援協議会の活動を通して相談支援の充実を図ります。また、相談支援専門員の不足が課題となっているため、町内及び須高地域の計画相談支援事業所の確保に努めます。

## ①計画相談支援

障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がいのある人または障がいのある児童を対象に、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。

### ■1 か月あたりの利用者数の見込

サービス名	単位	第6期実績（R5年度のみ見込）			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援	利用者数 [人]	19	21	19	21	22	23

## ②地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がい者、または精神科病院に入院している精神障がい者等を対象に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行います。

### ■ 1 か月あたりの利用者数の見込

サービス名	単位	第6期実績（R5年度のみ見込）			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
地域移行支援	利用者数	0	0	1	1	1	1
うち精神障がい者の利用	[人]	0	0	1	1	1	1

## ③地域定着支援

居宅において単身で生活する人や同居している家族による支援を受けられない人を対象に、常時連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行います。

### ■ 1 か月あたりの利用者数の見込

サービス名	単位	第6期実績（R5年度のみ見込）			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
地域定着支援	利用者数	0	0	0	0	1	1
うち精神障がい者の利用	[人]	0	0	0	0	1	1

---

## 2 障がい児福祉サービスの見込量と今後の施策

### (1) 障がい児通所支援

#### ●サービスの見込量について

児童発達支援事業は、今後も早い時期からの知識技能習得が重要視されていること、実績から顕著な増加があることを含め、総合的に勘案して見込量の設定を行いました。

放課後等デイサービスについては、顕著な増加傾向にあり、今後も放課後の利用に加え長期休暇での利用希望が見込まれることなど、総合的に勘案して見込量の設定を行いました。

保育所等訪問支援は、過去の実績等を勘案し見込量の設定を行いました。

居宅訪問型児童発達支援については、未就学の重症心身障がい児の利用状況を勘案し見込量の設定を行いました。

#### ◆主要施策について

保育園、幼稚園、教育機関、事業所等との連携強化により、成長過程に応じた療育・教育を実施し、将来的な本人及びご家族等の負担の軽減に努めます。

今後もサービス需要の伸びが予想される放課後等デイサービスについては、事業所の確保に努めます。

保育所等訪問支援事業、居宅訪問型児童発達支援については、事業の周知に努めます。

## ① 児童発達支援

未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練、その他必要な支援を行います。

### ■ 1 か月あたりの量及び利用者数の見込

サービス名	単位	第6期実績（R5年度のみ見込）			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
児童発達支援	利用日数 [人日分]	26	55	61	90	100	100
	利用者数 [人]	2	6	8	9	10	10

## ② 放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練と、社会との交流の促進を行います。

### ■ 1 か月あたりの量及び利用者数の見込

サービス名	単位	第6期実績（R5年度のみ見込）			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
放課後等 デイサービス	利用日数 [人日分]	197	197	215	232	248	264
	利用者数 [人]	21	24	28	29	31	33

### ③ 保育所等訪問支援

障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を訪問し、障がい児や保育所等のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

#### ■ 1 か月あたりの量及び利用者数の見込

サービス名	単位	第6期実績（R5年度のみ見込）			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
保育園等 訪問支援	利用日数 [人日分]	0	0	0	0	2	2
	利用者数 [人]	0	0	0	0	1	1

### ④ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいがあり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童を対象に、事業所の支援員が児童の居宅を訪問し、療育等の支援を行うものです。

#### ■ 1 か月あたりの利用者数の見込

サービス名	単位	第6期実績（R5年度のみ見込）			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
居宅訪問型 児童発達支援	利用日数 [人日分]	0	0	0	0	0	0
	利用者数 [人]	0	0	0	0	0	0

## (2) 障がい児相談支援

障がい児通所支援を利用する全ての児童に対し、支給決定時において、障がい児支援利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整等を行います。また、支給決定後に、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス事業者との連絡調整等を行います。

### ■ 1 か月あたりの利用者数の見込

サービス名	単位	第6期実績（R5年度のみ見込）			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
障がい児相談支援	利用者数 [人]	7	10	11	12	13	14

### (3) 発達障がい者に対する支援

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者及びその家族等に対する支援体制を構築することが重要です。

●見込量について

活動指標の見込量については、これまでの実績を踏まえ設定しました。

◆主要施策について

ペアレントプログラムやペアレントトレーニング、ピアサポート活動については、須高地域自立支援協議会と連携し、須高地域で推進していきます。

#### ① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）

単位	第6期実績（R5年度のみ見込）			第7期見込量		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
受講者数[人/年]	0	0	0	1	2	3
実施者数[人/年]	0	0	0	0	1	2

#### ② ピアサポート活動への参加人数

単位	第6期実績（R5年度のみ見込）			第7期見込量		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
参加者数[人/年]	0	0	8	15	20	20

### 3 地域生活支援事業の見込量と今後の施策

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人や障がい特性に関する地域住民の理解を深め、「心のバリアフリー」の推進を図るための研修・啓発活動を行います。令和5年度に須高地域自立支援協議会が主催し「みんなの福祉フェスティバル」を開催しました。令和6年度以降も開催し、障がいに対する理解の促進を図っていきます。

種 類	第6期実績（R5年度のみ見込）			第7期見込量		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
理解促進研修・啓発事業	無	無	有	有	有	有

#### (2) 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、障害のある人やその家族、地域住民の方等による地域における自発的な取り組みへの支援を行う事業です。今後希望があった場合は対応をしていきます。

種 類	第6期実績（R5年度のみ見込）			第7期見込量		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
自発的活動支援事業	無	無	無	無	無	有

### (3) 相談支援事業

障がいのある人や家族の相談に応じて、必要な情報提供、権利擁護のための援助を行うものです。障がい者相談支援事業は、社会福祉法人等に事業委託して事業を実施します。

基幹相談支援センターについては、須高3市町村において令和8年度末までの設置を目指します。

また、中立・公平な相談支援事業を実施していくため、地域の関係機関との連携を強化して、須高地域自立支援協議会の充実を図ります。

なお、住宅入居等支援事業については、今後の利用意向を見極めながら利用者への対応をしていきます。

種 類	第6期実績（R5年度のみ見込）			第7期見込量		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
障がい者相談支援事業	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
基幹相談支援センター の設置	無	無	無	無	無	有
市町村相談支援機能 強化事業	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	無	無	無	無	無	無

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の申立てに要する費用や成年後見人へ支払う報酬について支援をすることにより、知的障がい者や精神障がい者で判断能力が不十分な人の権利擁護を図ります。

種 類	第6期実績（R5年度のみ見込）			第7期見込量		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
成年後見制度利用支援事業	無	無	有	有	有	有

#### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制整備や支援を行う事業です。実施については関係機関と連携しながら検討していきます。

種 類	第6期実績（R5年度のみ見込）			第7期見込量		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	無	無	無	有

#### (6) 意思疎通支援事業

聴覚障がいのある人に対して、手話通訳者、要約筆記者を派遣し、意思疎通を支援する制度です。日常生活上必要不可欠な外出や社会参加促進の観点から必要な外出の際に利用することができます。

関係機関や団体への派遣や情報支援に係る助言等の積極的な支援を行います。

##### ■ 1か年あたりの実利用者数

種 類	単 位	第6期実績（R5年度のみ見込）			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
手話通訳者 要約筆記者 派遣事業	実利用者数 [人/年]	1	1	1	1	1	1

## (7) 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人の日常生活の便宜を図るために必要な用具を給付する制度です。障がいの程度、部位等により、給付が受けられる用具等があります。

これまでの利用実績等を勘案して、見込量を設定しました。

利用者が日常生活を円滑に送られるよう、容易に使用でき実用性がある用具の適切な給付を行います。

### ■ 年間の実施見込

種 類	単 位	第6期実績 (R5年度のみ見込)			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護・訓練 支援用具	[件/年]	0	0	2	1	1	1
自立生活 支援用具		0	0	0	1	1	1
在宅療養等 支援用具		0	3	0	2	2	2
情報・意思疎 通支援用具		2	0	0	1	1	1
排せつ管理 支援用具		225	266	270	270	270	270
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)		2	0	1	1	0	1

## (8) 移動支援事業

単独での外出が困難な障がいのある人の外出介助のためにヘルパーを派遣する事業です。利用実績を勘案して見込量を設定しました。

### ■ 1 か年あたりの利用者数及び延べ利用時間数の見込

種 類	単 位	第 6 期実績 (R 5 年度のみ見込)			第 7 期見込量		
		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
移動支援 事業	延べ利用 時間数 [時間/年]	304	302	371	410	410	410
	実利用者 数 [人/年]	8	12	9	10	10	10

## (9) 地域活動支援センター（小布施町ワークホームみすみ草）

地域で生活する障がいのある人の日中活動の場として、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供したり、日常生活の支援や様々な相談への対応、地域の関係機関・団体との連携・協力による各種の交流活動への参加支援などの支援事業を展開しています。

日中活動の場の充実及び新規利用者を見込んでいます。

地域活動支援センターについては、社会福祉法人に運營業務を委託して事業を実施します。

### ■ 年間の実施見込

種 類	単 位	第 6 期実績 (R 5 年度のみ見込)			第 7 期見込量		
		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
地域活動 支援セン ター	設置箇所数 [か所]	1	1	1	1	1	1
	実利用者数 [人/年]	8	6	3	4	6	8

## (10) 任意事業

地域生活支援事業のなかで、地域の特色に合わせて実施する事業です。

現在の利用者やこれまでの利用実績を踏まえて、見込量を設定しました。

日中一時支援事業は、引き続き社会福祉法人などに委託して実施します。

### ■ 年間の実施見込

種 類	単 位	第 6 期実績 (R 5 年度のみ見込)			第 7 期見込量		
		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
日中一時 支援事業	[か所]	0	0	0	0	1	1
	実利用者数 [人/年]	0	0	0	0	1	1
	延べ利用 時間 [時間/年]	0	0	0	0	300	300



# 資料編

## 資料1 アンケート調査の結果

---

### ◆調査の概要◆

#### 1 調査目的

本調査は、小布施町障がい者計画等を策定するにあたり、本町における障がいのある人の生活状況やご意見等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

#### 2 調査対象者

- ① 第5次障がい者計画・第7期障がい福祉計画策定のための調査対象者  
(町内にお住まいで、18歳以上65歳未満の障がい者手帳をお持ちの方)
- |           |                          |
|-----------|--------------------------|
| ・身体障害者手帳  | 61人                      |
| ・療育手帳     | 48人(身体障害者手帳所持者との重複者5人除く) |
| ・精神保健福祉手帳 | 78人                      |
| 合計        | 187人                     |
- ② 第5次障がい者計画・第3期障がい児福祉計画策定のための調査対象者  
(町内にお住まいで、何らかの支援が必要な18歳未満のお子さんをお持ちの保護者の方)
- |              |  |
|--------------|--|
| ・身体障害者手帳     | 3人                                       |
| ・療育手帳        | 19人(身体障害者手帳所持者との重複者1人除く)                 |
| ・精神保健福祉手帳    | 3人                                       |
| ・障害福祉サービス利用者 | 20人(身体・療育・精神手帳所持者・特別児童扶養手当受給者との重複者19人除く) |
| 合計           | 45人                                      |

#### 3 調査方法

アンケート調査票を郵送により送付、返信用封筒による回収

#### 4 アンケート期間

令和5年2月6日～令和5年2月29日

#### 5 回収率

- ① 18歳以上65歳未満 91人(48.7%)  
② 18歳未満 26人(57.8%)

※障害種別が重複している場合があるため、回答数の合計総数と一致しない調査結果があります。

※自由記述は一部削除させていただいております。(個人が特定される、同じ内容、文脈が不明、特定の対象に攻撃的なもの等)

## 資料2 小布施町障害福祉計画等策定懇話会設置要綱

平成18年7月1日

小布施町告示第27号

(設置)

第1条 小布施町障害福祉計画等を策定するため小布施町障害福祉計画等策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 懇話会は小布施町障害福祉計画の策定、小布施町障害児福祉計画の策定及び小布施町障害者計画の策定に関する事項について協議するものとする。

(組織等)

第3条 懇話会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障害者・障害者団体を代表する者
- (2) 保健・医療・福祉関係を代表する者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による者（町民に限る）

3 委員は、任務が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 懇話会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第6条 懇話会の事務局は、健康福祉課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、公布の日から施行する。

小布施町障害者計画策定懇話会設置要綱は廃止する。

(附則) (平成29年9月1日告示第48号)

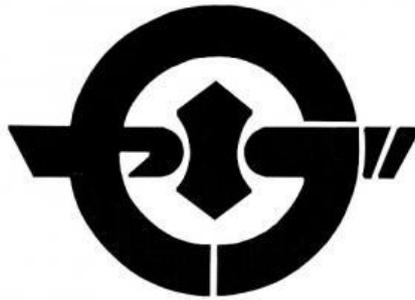
この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

### 資料3 小布施町障害福祉計画等策定懇話会委員名簿

◎：会長、○：会長代理

区分	氏名	関係・団体	備考
保健・医療・福祉関係	石井 栄三郎	特定医療法人新生病院院長	◎
	岡野 照美	岡野医院院長	
	島津 隆雄	くりのみ園理事長	
	堀川 勝巳	特定非営利活動法人まいペース理事長	
	甘利 岳史	小布施町ワークホームみすみ草所長	
	原 あゆみ	放課後等デイサービスココモネ管理者	
	関谷 真	須高地域総合支援センター所長	
	土屋 元博	民生児童委員協議会会長	○
	伊藤 由花	社会福祉協議会福祉課長	
障がい者・ 障がい者団体関係	山下 勇	身体障害者当事者代表	
	吉澤 正己	肢体不自由児者父母の会（はげみ会）会長	
学識経験者	花村 一三	まちづくり委員会福祉を考える部会部会長	
公募委員	鈴木 真知子		





---

発行	小布施町
企画／編集	小布施町健康福祉課地域福祉係
住所	〒381-0297 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491番地2
電話	026-214-9108
FAX	026-247-3113
E-mail	fukushi@town.obuse.nagano.jp
URL	<a href="http://www.town.obuse.nagano.jp/">http://www.town.obuse.nagano.jp/</a>

---